

## 「男女がいきいきと働いている企業」三重県知事表彰実施要綱

### （目的）

第1 男性も女性も各々が持てる力を十分に発揮できる職場環境づくりを目指し、職場における男女共同参画を推進するため、男女がいきいきと働いている企業に対する表彰を行いその取り組み事例を幅広く情報発信することにより、企業における男女共同参画への意識改革のきっかけづくり、気運づくりを行う。

### （表彰候補）

第2 当該年度の「男女がいきいきと働いている企業」認証制度登録企業(認証企業)のうち、認証申請書等の提出書類の内容が別に定める基準以上である企業等を表彰候補として選出する。

### （表彰規模）

第3 表彰は事業の目的（営利・非営利）別に、ベストプラクティス賞、グッドプラクティス賞及び選考委員会による特別賞を設け知事賞として表彰する。ただし、雇用経済部長が特に必要を認める場合はこの限りではない。

### （表彰基準）

第4 表彰基準は別紙のとおりとする。

### （表彰回数）

第5 同じ賞の表彰は、原則、1企業等1回とする。なお、ベストプラクティス賞の表彰企業は、受賞年度以降5年間は、表彰候補として選考することはできないこととする。

### （選考）

第6 選考委員会を設置し、表彰企業を選考する。

### （決定）

第7 表彰企業は、選考委員会の選考結果に基づき知事が決定する。

### （選考委員会の構成）

第8 選考委員会は、学識者、使用者代表、労働者代表、行政関係者および当該表彰の趣旨に基づき必要に応じて委員を任命することとする。

委員会の構成については、第三者による評価の観点と受賞企業のステータス(社会的地位)を引き上げることを目的に全国的な視野に立って選考をすすめる。

### （委員の任期）

第9 委員の任期は、企業表彰の選考に係る開始から終了までの期間とする。

(表彰の除外)

第10 知事は、第7により決定した表彰企業が、その後、三重県「男女がいきいきと働いている企業」認証制度(以下「認証」という。)要綱第11条により当該年度の認証を取消しされるなど表彰するにふさわしくないと認められる場合は、表彰企業から除外し、表彰を行わない。

(表彰の取消し)

第11 知事は、表彰企業が表彰日以降、表彰の目的を損なうような行為等により、表彰企業としてふさわしくないと判断した場合は、表彰の取消しを行い、表彰状等の返還を求めることができる。

(その他)

第12 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は平成15年1月23日から施行する。

この要綱は平成17年4月1日から施行する。

この要綱は平成18年4月1日から施行する。

この要綱は平成20年4月1日から施行する。

この要綱は平成21年4月1日から施行する。

この要綱は平成22年4月1日から施行する。

この要綱は平成23年5月13日から施行する。

この要綱は平成24年1月20日から施行する。

この要綱は平成24年4月1日から施行する。

